



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第 7 2 5 号 令和 6 年 7 月 2 3 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7 9	漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件の一部を改正する件	水産振興課
3 8 0	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
3 8 1	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 8 2	道路の供用を開始する件	同

### 【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	
6	貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第三百七十九号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和六年七月二十三日から施行する。

令和六年七月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

表中林加入区の項中

- 1 底びき網を使用して営む漁業
- 2 船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
- 3 小型定置漁業
- 4 1及び3に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

を

法第百四条第二号に掲げ

る漁業

に改める。

徳島県告示第三百八十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、美馬市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年七月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称  
美馬市

2 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

3 成果の名称

美馬市脇町字梨子木の一部（安車尾地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

美馬市脇町字梨子木の一部（安車尾地区）

5 認証年月日

令和六年七月十一日

二 1 調査を行った者の名称  
美馬市

2 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

3 成果の名称

美馬市穴吹町口山字梶山の一部（口山二十六地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字梶山の一部（口山二十六地区）

5 認証年月日

令和六年七月十一日

三 1 調査を行った者の名称  
美馬市

2 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

3 成果の名称

美馬市穴吹町口山字大内の一部（口山二十七地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字大内の一部（口山二十七地区）

5 認証年月日

令和六年七月十一日

四 1 調査を行った者の名称  
美馬市

2 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

- 3 成果の名称  
美馬市脇町字西赤谷の一部（出葉地区）の地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域
- 4 美馬市脇町字西赤谷の一部（出葉地区）  
認証年月日  
令和六年七月十一日
- 5 調査を行った者の名称  
美馬市
- 五 1 調査を行った時期  
令和三年度及び令和四年度
- 2 調査を行った時期  
令和三年度及び令和四年度
- 3 成果の名称  
美馬市木屋平字麻衣の一部（木屋平二十八地区）の地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域
- 4 美馬市木屋平字麻衣の一部（木屋平二十八地区）  
認証年月日  
令和六年七月十一日
- 5 認証年月日  
令和六年七月十一日

徳島県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
2 8		阿南小松島		小松島市立江町字江ノ上一番九地先から 同 字松本九 番一地先まで		旧		四・三丁二二・八		一五〇・〇	
同		同		同		新		四・三丁四六・三		一六一・〇	
同		同		同		新		四・三丁二二・八		一五〇・〇	

徳島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
28	阿南小松島	小松島市立江町字清水一八六番一地先から 同 字松本九番一 地先まで 小松島市立江町字万代二番一 ○地先から 同 字塩瀬二六番 三地先まで	一六一・〇  五一・七	令和六年七月二十三日

## 徳島県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和6年7月23日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

### 1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

#### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

#### (2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

#### (3) 実施期日

##### ア 新規取得講習

令和6年8月26日（月）から同月30日（金）まで、同年9月3日（火）の6日間（8月26日から同月30日までの5日間は午前9時から午後4時50分まで、9月3日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8月26日の午前9時から午前9時20分までとする。

##### イ 追加取得講習

令和6年8月29日（木）、同月30日（金）、同年9月3日（火）の3日間（8月29日は午後2時から午後4時50分まで、同月30日は午前9時から午後4時50分まで、9月3日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8月29日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

#### (4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて40人

### 2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

### 3 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和6年8月5日（月）から同月9日（金）まで

b 追加取得講習

令和6年8月8日（木）から同月9日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

### (3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

### (4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和6年8月13日（火）から同月16日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

### (5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては38,000円を、追加取得講習にあつては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

## 5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

## 6 その他

### (1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

### (2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

### (3) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

## 徳島県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和6年7月23日

徳島県公安委員会委員長 岡田好史

### 1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級

### 2 実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

令和6年10月25日（金）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

#### (2) 実施場所

香川地域職業訓練センター

（香川県高松市郷東町587番地1 電話087-882-5464）

### 3 受検定員

10人程度

### 4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員であつて徳島県内の営業所に属するものとする。

### 5 検定申請手続

#### (1) 受検の予約

##### ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和6年8月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

##### イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

#### (2) 検定申請書の提出

##### ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検

定申請者」という。)のみが行うことができる。

#### イ 提出書類

検定申請書(検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。)

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面(以下「住所地疎明書面」という。)又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則(平成18年徳島県公安委員会規則第15号)第9条第1項に規定する警備員所属証明書(以下「警備員所属証明書」という。)1通

#### ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類(以下「検定申請書等」という。)は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

#### エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

#### オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和6年9月9日(月)から同月13日(金)までの午前9時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に行うこと。

#### カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

#### キ 受検票の交付

受検票(検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。)は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

### 6 検定

#### (1) 実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

#### (2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革(ベルト)、帽子(警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽及び雨着(雨天時に使用する。)を持

参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

9 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。